

公益財団法人 介護労働安定センター千葉支部
令和5年度 喀痰吸引等研修（第一号研修及び第二号研修）募集要項
＜実地研修のみ＞

— 所属する事業所等で実地研修可能な方 —

1. 研修機関

公益財団法人 介護労働安定センター 千葉支部

2. 研修期間及びコース

研 修 期 間：令和5年6月26日（月）から 令和5年12月18日（月）

コ ー ス：①医療的ケア修了者コース

②特定行為の追加コース

※指導及び評価は受講生の所属する事業所の指導看護師が実施するものとし研修の実施に当たる体制整備及び研修修了の確認は当センターが行うものとする。

3. 研修会場

受講者の所属する事業所等で実施。（実地研修先の紹介はしておりません。）

4. 募集定員

10名

5. 受講資格

- (1) 原則として千葉県内に所在地を有する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、居宅サービス事業等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む）。
- (2) 医療的ケア基本研修修了された方、または平成28年度（平成29年1月）以降介護福祉士の資格を取得した方。
- (3) すでに第二号研修を修了しており、実施できる特定行為を追加される方。
- (4) 自施設に臨床等で実務経験5年以上の指導看護師（正看護師）が在籍し、実地研修可能であること。
- (5) 自施設に下記の5つの医行為のいずれかを必要とする利用者がいること。
 - ① 口腔内の喀痰吸引
 - ② 鼻腔内の喀痰吸引
 - ③ 気管カニューレ内の喀痰吸引
 - ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下のみ）
 - ⑤ 経鼻経管栄養

※人工呼吸器装着者に対する実地研修は、実施できません。

6. 受講料等

	コース名	対象者	料金(税込)
①	医療的ケア等修了者コース	・養成施設等の教育課程において実務者研修(医療的ケア)及び介護福祉士新カリキュラムの修了者で 実地研修修了を希望する者 または、「特定行為追加コース」対象者を除く、第二号研修修了者であって、修了していない特定行為を追加して修了を希望する者。	30,000 円 ・保険料込み
②	特定行為の追加コース	・平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の施行事業(不特定多数の者対象)」の研修(平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の施行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した者 ・「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について」(平成 23 年 10 月 6 日老発第 1006 号第 1 号厚生労働省老健局長通知)に基づく研修を修了した者 ・喀痰吸引等研修(第二号研修)修了から 9 か月を経過していない者であって、修了していない特定行為を追加して修了を希望する者。※ただし自施設で実地研修を行う場合等は、9 か月を経過していても追加コースの受講を可とする。	1 行為につき 事務手数料 として 10,000 円 ・保険料込み

7. 申込方法

センターに受講要件を確認の上、下記書類に必要事項を記入し、次の住所に郵便又は持参にて提出するものとする。

(1) 申込書等の提出先

〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階

「公益財団法人介護労働安定センター千葉支部 喀痰吸引等研修担当者」宛て

TEL: 043-202-1717 FAX: 043-202-1833

(2) 提出書類(申込時)

1. [様式1] 受講申込書(受講者毎)
2. [様式2] 喀痰吸引等研修 実地研修 実施機関承諾書(事業所につき1枚)
3. [様式3] 喀痰吸引等研修にかかわる実地研修指導者調書及び承諾書(指導者毎)
4. [様式4] 実地研修に係る確認シート(事業所につき1枚)

※受講希望者は[様式1]～[様式4]すべてを提出すること。

5. 添付書類

対象者	添付していただく書類
①医療的ケア修了者 コース希望者	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者研修等修了した研修の<u>修了証明書等の写し</u> または、 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度（平成29年1月）以降介護福祉士の資格を取得した方は、<u>介護福祉士登録証の写し</u>
②特定行為の追加 コース希望者	<ul style="list-style-type: none"> ・認定特定行為業務従事者認定証の写し 及び <ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引等研修（第二号）修了証の写し
実地研修指導者 （指導看護師）	<ul style="list-style-type: none"> ・保有資格（医師・保健師・助産師・看護師）の免許証の写し 及び <ul style="list-style-type: none"> ・「指導者養成講習」または、「医療的ケア教員講習会」等の<u>修了証書の写し</u>

* 申込手続き完了後、実地研修指導者（指導看護師）は千葉県へ提出する「研修講師就任承諾書」と「研修講師履歴書」も提出すること。また、実施予定計画表（月ごとあるいは、シフト毎の研修実施日の予定）を含む実地研修に係る各種書類も提出すること。書式は別途通知する。

（3）募集期間

令和5年5月15日（月）から令和5年6月23日（金）

※応募者多数の場合は早期に募集を締め切る可能性があること。また定員に満たない場合は、受講申込受付期間を延長する場合があること。

（4）受講決定の通知方法

ア. 受講を希望する者はセンターへ電話の上、要件を確認する。（TEL：043-202-1717）

イ. 要件を満たしている場合、提出書類〔様式1〕～〔様式4〕及び添付書類をセンター宛てに郵送すること。

ウ. イ.の書類確認後、センターより受講者または担当者へ連絡し、受講決定とする。

（5）申込手続きの完了

受講決定後、受講者または担当者宛に請求書を送付するので、届き次第入金すること。

当センターが入金を確認した時点で申込手続き完了となること。やむを得ず申し込みを辞退される場合は、速やかに連絡すること。

8. 受講料等の返還

- (1) 振込み後の申込者都合のキャンセルについては、振込手数料を差し引いての返還となること。
- (2) 当センターの事由にて研修を中止する場合は、納付された受講料等は全額返還すること。

9. 研修期間の延長

新型コロナウイルス感染症等の影響により令和5年12月18日(月)までに研修の修了が困難と判断した場合は、千葉県へ延長届提出のため遅くとも1ヵ月前までに当センターへ連絡すること。

10. 修了証明書

研修の全課程を修了した受講者に対し、修了証明書を交付する。なお、修了証明書の発行は全研修カリキュラム修了後から概ね2週間後となること。

11. 個人情報の取扱い

(1) 基本的事項

当センターは、個人情報の保護の重要性を認識し、研修の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うこと。

(2) 目的外利用・提供の禁止

提供していただいた個人情報について、当センターのプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、当該研修に係る選考結果通知、受講手続き、研修の実施と運用及び当センターの事業活動に関する情報提供のみに使用し、ご本人の承諾なしに研修の実施に際して知り得た個人情報を目的以外のために利用及び第三者に提供しないこと。

(3) 複写・複製の禁止

受講者の承諾がある場合を除き、本受講者から研修のために渡された個人情報が記載された資料等を複写、又は複製しないこと。

(4) 秘密の保持

研修に携わる者は、研修実施に際して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならないものとし、また、業務を廃止した後、又はその業務に従事しなくなった場合においても、同様の取扱いとすること。

12. 実地研修実施について

- ・実地研修は原則として受講者自らが所属する法人の施設等において実施するものとする。
- ・実地研修先においては、下記「実地研修施設の基準」に記載されている要件を満たす必要があること。勤務する事業所において、実地研修に先立ち実地研修実施のための体制整備を行う必要があること。
- ・実地研修先において指導をする医師、看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という）は、原則としてその実地研修先に勤務する看護師等とする。
- ・指導にあたる予定の看護師等は「喀痰吸引等研修事業実施のための指導者養成講習」または「医療的ケア教員講習会」を修了している必要があること。

実地研修施設の基準

- ① 利用者の人数：たんの吸引及び経管栄養の対象者が適当数いること。
- ② 研修受講者の受入れ：実習の受け入れが可能であること。
- ③ 喀痰吸引等研修実地研修実施にあたり、喀痰吸引等業務（特定行為業務）の実施に必要な計画等を作成すること。
- ④ 医療関係者との連携：実施研修指導講師である医師及び看護職員との連携及び役割分担による確かな医学管理及び安全管理体制が確保できること。
- ⑤ 利用者の同意と医学的指示：当該管理体制の下、実地研修における書面による医師の指示、実地研修協力者である利用者または利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等（以下、「実地研修協力者」という。）の書面による同意承認（同意を得るのに必要な事項について説明等の適切な手続の確保を含む。）がとれていること。
- ⑥ 緊急時の対応：事故発生時の対応（関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等について記録及び保存等を含む。）がとれていること。
- ⑦ 秘密保持：実地研修協力者の秘密の保持（関係者への周知徹底を含む。）等に関する規程整備がなされていることなど、実地研修を実施する上で必要となる条件が担保されること。
- ⑧ 確実な実地研修の実施：出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し関係書類の保存ができること。
- ⑨ 感染予防対策：新型コロナ感染症等、事業所内感染の予防など十分な対策が講じられていること。安全・衛生面の管理に十分留意すること。

〔お問合せ先〕 公益財団法人介護労働安定センター千葉支部 喀痰吸引研修担当
〒260-0013
千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階
TEL:043-202-1717 FAX:043-202-1833
URL: <http://www.kaigo-center.or.jp/>
営業時間：平日8:30～17:00